

国際情勢の変化や技術の高度化を背景に、経済安全保障の重要性が高まる中、税関は、皆さまからの輸出申告内容が適正か確認しています。今月号では、その判断のため追加書類をお願いする理由についてご説明します。

【輸出通関手続の流れ】



書類提出の根拠

- 関税法第68条に基づき、税関は輸出申告内容や輸出許可の要否を確認するため、必要な範囲で書類の提出をお願いしています。
- 関税法施行令第61条では、確認に用いられる代表的な書類が整理されています。
- 関税法第70条に基づき、外為法上「許可不要」として申告された場合でも、その判断の妥当性を確認させていただくことがあります。（他法令手続きの確認）

主な確認書類

- 貨物の契約書 ● 仕入書 ● 運賃明細書 ● 保険料明細書 ● 包装明細書 ● 価格表
 - その他税関長が輸出申告の内容を確認するために必要な書類
- 例：該非判定書、製品仕様書、客観要件確認シート、社内取引審査資料など

なぜ追加の書類提出をお願いするのか

- 近年、国際情報の変化や技術の高度化を背景に、経済安全保障の観点から、貨物の用途・最終需要者等の確認が一層重要となっています。
- 日本の技術や製品が、意図せず軍事転用等の不適切な用途に使用されること防ぐため、輸出時には適切な確認が求められています。
- 書類提出のお願いは、外為法上の輸出許可の要否や申告内容の適正性を確認し、適正かつ円滑な輸出手続きを確保するためのものです。

税関では、安全・安心な社会の実現に向けて **経済安全保障の確保に取り組んでいます**
不正輸出の可能性に気づいたら税関への情報提供をお願いします

連絡先：密輸ダイヤル（24時間）☎0120-461-961
税関HP：<https://www.customs.go.jp>



税関ホームページ
密輸情報提供サイト

ご相談頂ければ、技術流出の手口などを個別に紹介させていただきます。
まずは、最寄りの警察署または、事務局までご相談ください。

